

民間金融機関(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績

	2022年度		2023年度	
	2022年4月～9月	2022年10月～2023年3月	2023年4月～9月	2023年10月～2024年3月
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	407,982	419,620	574,740	583,692
② 経営者保証の代替的な融資手法(※2)を活用した件数	425	429	2,259	3,053
③ 保証契約を解除した件数(※3)	37,609	40,964	67,511	59,020
④ 合計【④ = ①+②+③】	446,016	461,013	644,510	645,765
⑤ メイン行(※4)としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	240		296	
⑥ 新規融資件数	1,208,505	1,235,689	1,234,789	1,214,869
⑦ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑦ = (①+②)÷⑥】	33.8%	34.0%	46.7%	48.3%
	33.9%		47.5%	

【代表者の交代時における対応】

	2022年度	2023年度
⑧ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	5,759 (11.0%)	8,568 (17.0%)
⑨ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	24,845 (47.6%)	20,177 (40.1%)
⑩ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	19,872 (38.1%)	20,146 (40.1%)
⑪ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	1,672 (3.2%)	1,398 (2.8%)

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行23行、地域銀行100行、信用金庫255金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合144組合(全国信用協同組合連合会を含む)の合計531機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。

※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。

※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

(注) 【代表者の交代時における対応】とは、旧経営者が保証を提供している先において、代表者交代手続きが行われた場合の件数を記載(過去の実績についても同じ)。